

学校いじめ防止基本方針

令和4年度
旭市立琴田小学校

1 いじめの定義

【いじめの理解】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

【いじめの態様】

- ◆冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆金品をたかられる。
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる…等。

2 いじめ防止に係る基本理念

- (1) すべての児童が安心して学習や生活に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするとともに、いじめの早期発見に努める。
- (2) 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深める。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であり、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切に迅速に組織的に対応し、家庭や地域、旭市教育委員会、その他の関係機関との連携を図る。
- (4) いじめを未然に防ぐための取組や早期発見するための工夫、いじめの早期対応等に関して計画的に研修を行い、教職員の資質向上を図る。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校づくりに努める。
- ② すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。
- ③ 児童一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を展開し、確かな学力の向上を図ることにより、学習に対する達成感や成就感を味わわせる。
- ④ 道徳の時間や体験活動等を通じて、自己肯定感や規範意識、集団の在り方等についての学習を深め、心の通う人間関係を養う。
- ⑤ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図る。

- ⑥ 児童会活動を通じて、他者を思いやる気持ちや児童自らがいじめ防止への意識を高められるようにする。
- ⑦ 道徳教育や集会活動などでも、いじめに関する指導を取り上げ、「傍観者も加害者である。」ことを意識づけていく。
- ⑧ いじめ相談体制や相談窓口の周知徹底を図る。
- ⑨ 研修等を通じて、教職員の不適切な言動がいじめを誘発・助長することを自覚し、児童の気持ちを大切にされた温かみのある教育活動に取り組む。
- ⑩ 家庭、地域と一体となって取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

- ① ささいな変化を見逃さないよう、児童の声に耳を傾けたり、行動を注視したりする。(授業、清掃、休み時間等)
- ② いじめを訴えやすい体制を整える。(相談ボックス、アンケート調査、教育相談等)
- ③ 毎月の職員会議において、生徒指導に係る情報交換を位置づけ、いじめにつながるような言動や人間関係等の変化について共通理解を図る。
- ④ 保護者と情報を共有する。(校内及び関係機関の相談窓口の周知、連絡帳・電話・家庭訪問、PTA会議等)
- ⑤ 地域との連携を図る。(各種たより、連絡協議会、地域行事等)

(3) いじめの相談・通報

- ① 児童に対して、いじめについて相談することや通報することは、恥ずかしいことでも、誰かを裏切ることでもないことを指導する。
- ② 学校における相談窓口は、教頭、生徒指導主任、養護教諭とし、相談や通報がなされた場合には、速やかに事実の有無を確認する。

(4) いじめを認知した場合の対応

- ① いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。確認したことについては、記録を取り保存する。
- ② いじめている児童には、担任を中心に事実確認を行う。状況に応じて副担任、生徒指導担当が聴き取りを行う。その際には、児童の人権に配慮すると共に、被害児童に危害が及ぶことのないよう十分に留意する。
- ③ 人間関係の把握に努め、傍観者となっている児童がいれば、「知っていて、何もしないこと」もいじめであることを指導する。
- ④ 学級担任等が問題を抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- ⑤ 校長は事実に基づき、児童や保護者に対して説明責任を果たす。
- ⑥ いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省及び謝罪をさせる。全職員でその後の経過を見守る。
- ⑦ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑧ いじめが解消された後も、児童への継続的な指導と共に保護者との連携を図る。心のケアが必要と判断された場合には個別面談や家庭訪問を行う。専門的なケアが必要な場合には、スクールカウンセラー等の派遣を要請する。
- ⑨ 関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を図る。

(5) いじめ防止のための校内組織

- ① いじめ防止委員会
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、長欠担当職員、教育相談担当職員、養護教諭
- ② いじめ相談窓口
教頭、生徒指導主任、養護教諭

4 重大事態への対応

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときを重大事態とする。
- ② 重大事態（重大事態のおそれがあるものを含む）を認知した場合には、いじめ防止委員会を迅速に開き、被害者の安全確保とケアを実施する。以後、組織的対応を行う。
- ③ 旭市教育委員会の指導のもと、いじめ防止委員会がアンケート等の調査により事実関係を明確にする。
- ④ 結果については旭市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者に必要な情報を提供する。
- ⑤ 犯罪行為として認められる場合には、警察に通報し、適切な援助を受ける。

5 児童の自殺予防

- ① 児童の自殺予防等において、組織的に対応する。共通理解をし、全体での見守りを行う。
- ② 児童の自殺予防に関する研修を行い、職員の意識を高める。

6 公表、点検、調査

- ① 学校いじめ防止基本方針については、ホームページ上で公表する。
- ② 毎月はいじめ対策委員会において、経過報告し、職員間での共通理解を図る。年度末には、現在の児童の実態と、次年度への引き継ぎ事項を確認する。
- ③ 学校評価を用いて検証し、結果と次年度への対策を公表する。

7 調査結果等の資料の保存

いじめに関する調査等の資料については、それぞれの設置者の定める文書の保存に関する規則に従い、適切に取り扱う。

- ・平成26年 4月 1日より実施する。
- ・平成31年 4月 1日 一部改訂。
- ・令和 2年 4月 1日 一部改訂。
- ・令和 3年 4月 1日 一部改訂。
- ・令和 4年 4月 1日 一部改訂